

財務省告示第四百四十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別會計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別會計の積立金による引受け
四	発行金額	額面金額で千百六十億円
五	払込金額	千百六十億八千百二十万円
六	額面金額の種類	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年十一月二十日
八	発行価格	額面金額百円につき百円七銭
九	利行利率	年〇・三パーセント
十	経過利息の払込み	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{61}{365}$$

十一 初期利子
 平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	後 の 利 子 以
平 成 十 四 年 十 一 月 二 十 日	取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局	国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払	日 本 銀 行 の 本 店 、 支 店 、 代 理 店 、 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 九 年 九 月 二 十 日
				利 子 を 支 払 う 。
				て、その日以前六月間に属する
				を、支払日及び各支払期におい
				毎年三月二十日及び九月二十日